

<様式>

環境省 総合環境政策局 環境経済課 税制改正要望 意見募集担当 御中

平成23年度 税制改正要望に関する御意見の募集について

提出者名 (企業・団体の場合は部署名及び担当者名も御記入ください。)	気候ネットワーク 代表 浅岡美恵 (担当:東京事務所 平田仁子)
住所 (企業・団体の場合は所在地)	京都市中京区高倉通り四条上る高倉ビル 305
電話番号	075-254-1011
FAX 番号	075-254-1012
電子メールアドレス	kyoto@kiconet.org

<御意見>

提出者名	気候ネットワーク								
題目	地球温暖化対策税の創設とエネルギー税制のグリーン化								
【御意見の内容】									
)種別	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新しい税制措置に係るもの</div> 既存の税制措置の拡充や延長に係るもの どちらかに 印を付してください。								
)税目	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">国税</div> (税目: 地球温暖化対策税(もしくは環境税・炭素税)) 地方税 (税目:)								
)関係法律条項									
)御意見の詳細	<p>(1)地球温暖化対策税の創設</p> <p>気候変動対策の一環として、炭素含有量当たりに応じ、化石燃料起源CO2に課税する地球温暖化対策税(環境税、炭素税などと呼ばれる)を導入するべきである。地球温暖化対策税の制度は、少なくともCO21トン当たり3000円とし、税収中立を前提に、下記のように設計するべきである。また、国内排出量取引制度を導入の際には、ポリシーミックスとして、取引制度参加主体に対して税の減税などを導入する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">(1) 課税対象・税率</td> <td>化石燃料(石炭・石油・天然ガス等)起源のCO2 原則、すべての主体に課税 CO2・1トン当たり3000円程度(炭素トン当たりでは11000円程度)(ガソリン1リットル当たり約7円)</td> </tr> <tr> <td>(2) 税収使途・減税対象</td> <td>基本的に減税もしくは減税的な使途に充当して税収中立的とし、一部を温暖化対策費などに充てることも検討。 減税的な使途の中身としては、年金財源への充当、法人税・所得税の減税 温暖化対策費の使途については、効果的なCO2削減策に充てる</td> </tr> <tr> <td>(3) 産業・企業への措置</td> <td>原則、全ての主体に対して課税する。 ただし、国内排出量取引制度の対象となっている事業所については、炭素税を軽減(80%)する。</td> </tr> <tr> <td>(4) 家庭・消費者・地域性への措置</td> <td>税収中立的に減税もしくは減税的な使途に充てることに加え、逆進性(低所得者層の負担増)への配慮措置を実施 寒冷地や公共交通機関が不備な地域への配慮措置を実施</td> </tr> </table> <p>(2)石炭への課税</p> <p>CO2排出係数が天然ガスの約2倍である石炭が、エネルギー単価では逆に天然ガスの半額以下であり、温暖化対策の柱の一つである燃料転換が進まず、逆に石炭消費の増加により日本の排出増の主因となっていることから、これを防止し、温暖化対策に逆行して安価</p>	(1) 課税対象・税率	化石燃料(石炭・石油・天然ガス等)起源のCO2 原則、すべての主体に課税 CO2・1トン当たり3000円程度(炭素トン当たりでは11000円程度)(ガソリン1リットル当たり約7円)	(2) 税収使途・減税対象	基本的に減税もしくは減税的な使途に充当して税収中立的とし、一部を温暖化対策費などに充てることも検討。 減税的な使途の中身としては、年金財源への充当、法人税・所得税の減税 温暖化対策費の使途については、効果的なCO2削減策に充てる	(3) 産業・企業への措置	原則、全ての主体に対して課税する。 ただし、国内排出量取引制度の対象となっている事業所については、炭素税を軽減(80%)する。	(4) 家庭・消費者・地域性への措置	税収中立的に減税もしくは減税的な使途に充てることに加え、逆進性(低所得者層の負担増)への配慮措置を実施 寒冷地や公共交通機関が不備な地域への配慮措置を実施
(1) 課税対象・税率	化石燃料(石炭・石油・天然ガス等)起源のCO2 原則、すべての主体に課税 CO2・1トン当たり3000円程度(炭素トン当たりでは11000円程度)(ガソリン1リットル当たり約7円)								
(2) 税収使途・減税対象	基本的に減税もしくは減税的な使途に充当して税収中立的とし、一部を温暖化対策費などに充てることも検討。 減税的な使途の中身としては、年金財源への充当、法人税・所得税の減税 温暖化対策費の使途については、効果的なCO2削減策に充てる								
(3) 産業・企業への措置	原則、全ての主体に対して課税する。 ただし、国内排出量取引制度の対象となっている事業所については、炭素税を軽減(80%)する。								
(4) 家庭・消費者・地域性への措置	税収中立的に減税もしくは減税的な使途に充てることに加え、逆進性(低所得者層の負担増)への配慮措置を実施 寒冷地や公共交通機関が不備な地域への配慮措置を実施								

	<p>な石炭を使用し続ける環境フリーライダーを排除して低炭素社会に向けた公正な市場経済を形成するため、炭素税とは別に石炭税を導入する。</p> <p>課税 石炭起源の CO2 鉄鋼高炉の石炭およびコークス分は免税 税率 CO2 1 トンあたり 15000 円 税収用途 一般財源 産業への措置 鉄鉱石を使用する製鉄所以外は軽減は行わず、燃料転換の設備投資への支援を行う。</p> <p>(3)フロン税の導入 今後フロン(特定フロン・代替フロン)対策の強化が求められているが、これまでの対策の延長線上では効果は期待できないため、税の導入による抜本的なしくみの転換が必要である。GWP(地球温暖化係数)に応じて炭素税と同額の課税をすることで、以下の対策強化を推進する。</p> <p>フロン類の安価な流通に歯止めをかけ、段階的削減を補完する効果 代替技術への転換を促進し、新技術開発や省冷媒化・低 GWP 化を促進する効果 冷凍空調機器などの再利用促進・使用時やメンテナンスの漏えい防止</p>
)措置を必要とする期間	CO2 排出が求められるレベルに低減されることが目的であるため、2050 年に向かって長期に必要と考えられる。
)理由(必要性・妥当性)	地球温暖化対策税は、CO2 を排出するすべての個人や企業が、その排出についてのコストを支払うという考えに立ち、化石燃料に税を課すものである。化石燃料の価格を上げることで、コスト面から削減のインセンティブを与え、CO2 削減につなげることが必要である。とりわけ、CO2 は様々な主体から排出され、個人や小規模事業者などに排出削減を義務付けることは難しい。地球温暖化対策税によって、価格面からのインセンティブによって削減を促す経済的仕組みの導入が、気候変動対策において極めて重要であり、導入が急がれている。
)効果(期待される効果・税収の減収見込額)	地球温暖化対策税に関しては、短期～中期に向けて、企業や個人の投資や行動に価格面からインセンティブを及ぼし、削減を推し進めることが期待される。日常的な企業活動・個人のライフスタイルの転換に止まらず、中期的には、企業の製造プロセス、経営方針、個人の製品の購入パターンなどに変化をもたらし、結果として CO2 削減がつながることが期待される。また、炭素税導入を契機に、省エネ設備投資の投資回収年が

	<p>短縮され、省エネ設備投資が進み、機械産業や建築産業に大きな需要拡大と雇用創出が発生すること（グリーンニューディール効果）。この国内市場での競争を通じて、国際競争力を向上させることが期待される。さらに、エネルギー多消費産業が省エネ設備投資を行い燃料コストを削減、国際競争力を向上させることが期待される。</p> <p>石炭税に関しては、CO2 排出の多い石炭から天然ガス、あるいは再生可能エネルギーへの燃料転換を加速させるのに大きなインセンティブとなっていく。</p> <p>フロン税に関しては、代替物質や技術のあるものについてはすみやかにノンフロン化を進める価格インセンティブをもたらし、早期の脱フロンの実現を図ることが出来る。</p>
<p>)その他参考となる事項</p>	<p>エネルギーに対してすでに様々な税が課されているが、炭素税による削減インセンティブを付与するためには、現行のエネルギー関連の課税は強化される必要がある。</p> <p>自動車関連諸税の見直し(ガソリン税・軽油引取税・自動車重量税・自動車取得税の暫定税率の廃止)に関しては、地球温暖化対策税の検討と合わせ、これまでの暫定税率分を(社会的費用負担税導入や本則税化などによって)維持しつつ、同時に地球温暖化対策税導入し、結果としての税率を高め、CO2 削減インセンティブを高めていく必要がある。エネルギー関係の税率が下がるようなことがあれば、エネルギー大量使用のインセンティブを与えてしまい、地球温暖化対策とは逆行する。低炭素社会の時代にそれに逆行する事態を招かないようにしなくてはならない。</p>